

「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」 (改訂版) (案) 及び同概要版 (案) に対する意見公募要領

平成31年4月27日
経済産業省商務情報政策局
コンテンツ産業課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

今般、経済産業省では、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議（議長：野上浩太郎 内閣官房副長官）において開催された下請等中小企業の取引条件を改善するワーキンググループでの放送コンテンツ（アニメーションを含む。）の取引条件改善に関する議論を受けて、サプライチェーン全体の見地からアニメーション制作業界の適正な取引を推進するため、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の改訂版（案）及び同概要版（案）を作成しました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

- ・ 「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(改訂版) (案)
- ・ 「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(改訂版) 概要版 (案)

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課（東京都千代田区霞ヶ関 経済産業省本館4階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成31年4月27日（土）～5月31日（金）17時必着
(郵送の場合も同日必着とします。)

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課

パブリックコメント担当 あて

(2) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のF A X番号宛にお送り下さい。

F A X番号：(03) 3501-1599

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： content-publiccomment@meti.go.jp

（電子メールの件名を「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（改訂版）（案）及び同概要版（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「『アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン』
(改訂版)(案)及び同概要版(案)に対する意見公募要領に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)	
・ 意見内容	
・ 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)	

